

福井県（安全環境部生活安全課）の取組

福井県では犯罪被害者等支援総合相談窓口を設置している（犯罪等により被害を受けた者やその家族・遺族が直面する問題に対応するための相談窓口）。

- ・開設日：平成18年6月1日
- ・設置場所：福井県安全環境部生活安全課内
- ・相談形態：電話、Eメール（higaisoudan@pref.fukui.lg.jp）による相談（希望があれば面接相談を実施）、関係機関と連携を図りながら、個別相談窓口の紹介等を行っている。

犯罪被害者等の支援に関する総合相談窓口の開設

平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、同年12月に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、国、地方公共団体および関係機関・民間団体等が連携・協力し、犯罪等により被害を受けた方や、そのご家族またはご遺族（犯罪被害者等）のための施策を総合的かつ計画的に推進していくことが位置付けられました。

本県においても、犯罪被害者等の視点に立った支援に努めており、その一環として、平成18年6月1日、犯罪被害者等からの相談や要望などに適切に対応するための総合相談窓口を当該内に開設しました。

相談方法	電話、Eメールによる相談および面接相談 (面接相談は希望に応じて実施します。)
相談時間	○電話 月曜～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ○Eメール 24時間受付
連絡先	○電話 0776-20-0730 (専用直通電話) ○Eメール higaisoudan@pref.fukui.lg.jp

総合相談窓口のほか、各分野における相談窓口も設置しています。 → [窓口一覧](#)

※
犯罪等一殺人、強盗、傷害、性犯罪、身体への暴力(虐待、DVを含む)、交通死亡事故、ひき逃げなど、刑法等の刑罰法令に違反する行為に加えて、ストーカー規制法で警告対象となる「つきまとい」や、児童に対する著しい威嚇など、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を含みます。

出典：福井県ホームページ

(<http://info.pref.fukui.jp/seikatu/higaisya/sougoumadoguti.html>)

静岡県（生活・文化部県民生活総室県民生活室）の取組

静岡県では、平成17年度に確定した「防犯まちづくり行動計画」の項目の一つに「犯罪被害者等の立ち直り支援等」を掲げ、部局ごとの横断的取組を進めている。

その一つとして、「しずおか防犯まちづくりカレッジ」の中で、犯罪被害者とその支援をテーマとした講義が行われた。同講義は、犯罪予防が中心のカレッジでは異色の内容ではあったが、講師が自身の悲惨な体験を基に語る、犯罪被害者が置かれた厳しい現実、受講者の胸を打ち、共感呼んだ。

防犯まちづくり行動計画（抜粋）

具体的施策

12 犯罪被害者等の立ち直り支援

相談・保護体制や心理ケアの充実など、行政・警察と民間の協働により、プライバシーに配慮した上で、社会全体で犯罪被害者及び被害者の立ち直りを支援する仕組みを検討します。また、非行等の問題を抱える青少年や、不登校、ひきこもりの青少年に対して、社会参加を支援する仕組みを検討します。